



子ども・子育て支援金制度について

☎ 保険環境課 医療介護保険係

☎ 65・1097

国の「子ども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充や保育サービスの充実など、抜本的な子ども・子育て支援の強化に向けた施策に対する安定した財源を確保するため、令和8年度から町民のみなさまの医療保険の保険料（税）とあわせて、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を徴収します。

子ども・子育て支援金の保険料（税）（令和8年度）

令和8年度分から徴収が始まります。

（医療保険の保険料（税）とあわせて徴収します）

子ども・子育て支援金に係る保険料（税）は

（桂川町国民健康保険の場合）

所得割0.28%、均等割1,000円、平等割1,000円、18歳以上均等割60円です。

（後期高齢者医療の場合）

所得割0.25%、均等割1,339円です。

※桂川町国民健康保険の加入者で、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。

高校生年代）については、均等割額が全額軽減されます。

子ども・子育て支援金の全体像

国

子ども・子育て支援の強化に向けた施策

- ✓ 児童手当の拡充
- ✓ 妊婦のための支援給付
- ✓ 出産後休業支援給付
- ✓ こども誰でも通園制度の創設 など



納付

保険者



子ども・子育て支援納付金



後期高齢者医療制度・国民健康保険・被用者保険（協会けんぽ・健保組合 など）

納付



子ども・子育て支援金
（保険料（子ども分））



被保険者・事業者

子ども・子育て支援金制度 Q & A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。

【拡充される給付の例】

- ・ 児童手当の拡充 ・ 育児時短就業給付
- ・ 育児期間中の国民年金保険料免除
- ・ 妊婦のための支援給付 ・ 出産後休業支援給付
- ・ こども誰でも通園制度

Q どうして「支援金制度」が必要なの？

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、国は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。



こども家庭庁のホームページ
「子ども・子育て支援金制度について」
はこちらから

